WideAngleサービス利用規約 【現改比較表】 2021年9月1日現在

~2021年8月31日

2021年9月1日~

(用語の定義)

(略)

- (4) 「個別サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して個別サービスを提供する12か月以上の期間(ただし、当該個別サービスが1回若しくは特定の回数限りの提供又は成果物等の提出により完了するものの場合はこの限りでありません。) をいいます。
- (5) 「サービス開始日」とは、申込書に記載された当該個別サービスのサービス 開始予定日をいいます。
- (6) 「契約者のエンドユーザー」とは、契約者を介して本サービスを利用するものであって、契約者の関連会社若しくは顧客、又は第六条(再販又は卸売等)により契約者が再販又は卸売する第三者等を含みます。
- (7) 「セキュリティ機器」とは、本サービスを利用するために必要となる機器 (ソフトウェアの場合を含む。)であり、契約者又は契約者のエンドユーザーのネットワーク若しくはシステムに関わる事象を検知し、防御し又は口グとして蓄積する仕組みを有する機器(複数の機器で構成される場合を含む。)をいいます。

(用語の定義)

(略)

- (4) 「申込書」とは、当社が別に定める申込様式又は WideAngle サービス利用 契約書等の本サービスの利用について当社と取り交わす契約書面をいいま す。
- (5) 「個別サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して個別サービスを提供する 12 か月以上の期間(ただし、当該個別サービスが 1 回若しくは特定の回数限りの提供又は成果物等の提出により完了するものの場合はこの限りでありません。)をいいます。
- (6) 「サービス開始日」とは、申込書に記載された当該個別サービスのサービス開始予定日をいいます。
- (7) 「契約者のエンドユーザー」とは、契約者を介して本サービスを利用する ものであって、契約者の関連会社若しくは顧客、又は第六条(再販又は卸 売等)により契約者が再販又は卸売する第三者等を含みます。

~2021年8月31日	2021年9月1日~
(8) 「セキュリティソフトウェア」とは契約者の申込みによって当社から提供される別紙 3 に記載のソフトウェアをいいます。なお、セキュリティソフトウェアの利用については当該ソフトウェアの各提供元の利用条件等に同意する必要があり、当該ソフトウェアの使用許諾契約については契約者または契約者のエンドユーザーと当該ソフトウェアの提供元の間で成立するものとします。	(8) 「セキュリティ機器」とは、本サービスを利用するために必要となる機器 (ソフトウェアの場合を含む。)であり、契約者又は契約者のエンドユーザーのネットワーク若しくはシステムに関わる事象を検知し、防御し又は口グとして蓄積する仕組みを有する機器(複数の機器で構成される場合を含む。)をいいます。 (9) 「セキュリティソフトウェア」とは契約者の申込みによって当社から提供される別紙3に記載のソフトウェアをいいます。なお、セキュリティソフトウェアの利用については当該ソフトウェアの各提供元の利用条件等に同
	意する必要があり、当該ソフトウェアの使用許諾契約については契約者または契約者のエンドユーザーと当該ソフトウェアの提供元の間で成立するものとします。 (その他の契約内容の変更)
	第五条の2 当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの契約内容の変更を行います。2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。
(提供中止)	(提供中止)
(略)	(略) 2 当社は、個別サービスの全部又は一部の提供中止に伴い契約者又は第三者に 発生する損害については、責任を負わないものとします。

~2021年8月31日	2021年9月1日~
	(付加機能の提供)
	第十条の2 当社は契約者から請求があったときは、次の場合を除き付加機能を
	提供します。
	(1) 付加機能の提供の請求者が要望する付加機能の提供が技術上、法令上、
	規制上又はその他の理由により著しく困難なとき
	(2) 付加機能の提供の請求者が当社の提供する個別サービスの料金又は手
	続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が
	<u>判断したとき</u>
	(3) 付加機能の提供の請求者が第十五条(契約の解除)第1項各号のいずれ
	かに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
	(4) 付加機能の提供の請求において虚偽の請求がなされたとき
	(5) 前各号の他、当社の業務に支障があるとき
	(付加機能の変更)
	第十条の3 契約者は、付加機能の変更の請求を行うことができます。
	2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。
	(付加機能の提供の終了)
	――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	その付加機能の提供を終了します。
	2 前項に定めるほか、当社は、第十五条(当社が行う契約の解除)の規定に該
	当する場合は、その提供を終了することがあります。

~2021年8月31日	2021年9月1日~
-------------	------------

(サービス料金)

第十一条 個別サービスおよび別紙1に定義する機器サービスの料金(以下、「サービス料金」とする。)は、別途書面により定めます。なお、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(契約者の義務)

(略)

- (11) インターネット上でのサービスに適用される当社の方針である Acceptable Use Policy (http://www.ntt.com/aup/) を遵守すること。
- (12) 本サービスが日本国内で利用されることを前提に設計されていることを確認し、日本国外で個別サービスを利用しようとするときは、契約者の責任と費用において外国為替及び外国貿易その他輸出関連法令並びに当該日本国外の地域において適用される法令・規則・政府ガイドライン等を遵守し、所定の手続きを取ること。
- (13) その他、当社が客観的かつ合理的理由により不適当と判断する行為を行わないこと。

(サービス料金)

第十一条 個別サービス、付加機能および別紙1に定義する機器サービスの料金 (以下、「サービス料金」とする。)は、別途書面により定めます。なお、 関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等 相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(契約者の義務)

(略)

- (11) 本サービスが日本国内で利用されることを前提に設計されていることを確認し、日本国外で個別サービスを利用しようとするときは、契約者の責任と費用において外国為替及び外国貿易その他輸出関連法令並びに当該日本国外の地域において適用される法令・規則・政府ガイドライン等を遵守し、所定の手続きを取ること。
- (12) その他、当社が客観的かつ合理的理由により不適当と判断する行為を行わないこと。

~2021年8月31日	2021年9月1日~
~2021年6月31日	2021年9月1日~

(解除の違約金等)

第十六条 個別サービス提供期間内に本契約の全部又は一部が解除された場合、 その解除が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者は当社に、解 除日までに発生したサービス料金に加え、残存する個別サービス提供期間に 相当するサービス料金を、違約金として当社が定める日までに一括で支払う ものとします。

(責任の除外)

(略)

- (3) セキュリティ機器のバグ又はその他の不具合。(略)
- (7) セキュリティ機器又は当社のセンタ設備で扱われる契約者又は第三者に係る通信ログ、ドキュメント、プログラム又は設定等一切のデータについて、全部又は一部の損失。

(略)

(9) 個別サービスの全部又は一部の提供中止、解除又は廃止に起因する事象。

(解除の違約金等)

第十六条 個別サービス提供期間内に本契約の全部又は一部が解除された場合、 その解除が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者は当社に、解 除日までに発生したサービス料金に加え、残存する個別サービス提供期間に 相当するサービス料金 (ただし付加機能に係る料金を除く) を、違約金とし て当社が定める日までに一括で支払うものとします。

(責任の除外)

(略)

(3) セキュリティ機器のバグ。

(略)

(7) セキュリティ機器又は当社のセンタ設備で扱われる契約者又は第三者に係る通信ログ、ドキュメント、プログラム又は設定等一切のデータについて、全部又は一部の損失。 (ただし、当社の故意または重過失による場合を除きます。)

(略)

~2021年8月31日 2021年9月1日~

(契約者に対する通知)

(略)

- (1) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレ ス宛に電子メールを送信する方法、又は FAX 番号宛に FAX を送信する方法によ り行う。この場合、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又 は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完 了したものとみなします。
- (2) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送する 方法により行う。この場合、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者 に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 本サービスの利用者に提供される Web サイト上に掲載する方法により行う。こ│(3) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送する の場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなしま す。

(管轄裁判所)

第三十条 契約者及び当社は、個別サービスに関連して生ずるすべての紛争につい て、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

別紙2 WideAngle MSSサービスメニュー一覧

サービスメニュー	メニュー	提供する内容
(略)		
エンドポイント スレット プロテクション		• バリデーション&アイ
(EPTP)		ソレーション(V&I)
(略)		

(契約者に対する通知)

(略)

- (1) 本サービスの利用者に提供される Web サイト上に掲載する方法により行う。 こ の場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなしま す。
- (2) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレ ス宛に電子メールを送信する方法、又は FAX 番号宛に FAX を送信する方法によ り行う。この場合、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又 は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完 了したものとみなします。
- 方法により行う。この場合、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者 に対する通知が完了したものとみなします。

(管轄裁判所)

第三十条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁 判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙2 WideAngle MSSサービスメニュー一覧

サービスメニュー	メニュー	提供する内容
(略)		
(略)		

~2021年8月31日	2021年9月1日~
	附則 (2021年8月23日 MSSセ00817618)
	(実施期日)
	1 この改正規定は、2021年9月1日から実施します。
	(経過措置)
	2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったサービス料金そ
	の他の債務については、なお従前のとおりとします。
	3 この改正規定実施前に、その事由が生じたWideAngleサービスに関する損害賠
	償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。